

令和3年6月1日

緊急事態宣言期間の再延長に伴う生涯学習センター・公民館の対応について

「緊急事態宣言」の期間が再延長されたことに伴い、大阪府からの協力依頼を受け、生涯学習センター・佐野公民館・長南公民館・日根野公民館の臨時休館の期間を再延長することとし、下記のとおりとさせていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

●臨時休館について

臨時休館の期間 : 令和3年4月25日(日) ~ 令和3年6月21日(月)
(6月21日(月)は休館日)

●利用料金の返金の取扱いについて

臨時休館の期間中(令和3年6月20日(日)まで)の施設利用につきましては、施設利用料金を全額返金させていただきます。

ご不明な点がございましたら、各施設までお問い合わせ願います。

上記の取り扱いにつきましては、現時点でのものであり、今後の国及び大阪府の動向により、必要に応じて適宜改定してまいりますので、あらかじめご了解をお願い申し上げます。

ご利用を予定されている皆様には、大変なご不便をおかけいたしまして申し訳ございませんが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。